

## 競争見積説明書（請負施行：製造請負工事）

1. 公告日：令和元年 12 月 13 日

### 2. 施工管理

名 称：全国農業協同組合連合会 山梨県本部

住 所：甲府市飯田一丁目 1-20

電 話：055-223-3551

施工管理担当者：一級建築士 中村 好克

補助者：酒井 敬太

所 属：生活部 施設住宅課

### 3. 見積設計参加資格の確認

本競争見積の参加希望者は、公告に掲げる参加資格を有することを証明するため、次のとおり一般競争見積参加資格申請書を提出し、前項の施工管理担当者から見積設計参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者、ならびに参加資格が無いと認められた者は、見積設計に参加出来ないものとする。

- (1) 提出期間：令和元年 12 月 13 日（金）から令和元年 12 月 26 日（木）まで、土日祝祭日を除く毎日、午前 9 時から午後 17 時まで。
- (2) 提出場所：全国農業協同組合連合会 山梨県本部 施設住宅課（甲府市飯田一丁目 1-20）
- (3) 提出方法：申請書の提出は、提出場所へ持参することにより行なうものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。
- (4) 見積設計参加資格確認通知  
：令和 2 年 1 月 6 日（月）までに、書面（FAX 送信）をもって通知する。

#### (5) 申請書の作成

申請書は、公告に沿って、別紙「様式 1」により作成すること。

#### 【添付書類】

##### ア. 業務報告書

直近年度のもので、法人概要書を含むこと

##### イ. 建設業許可通知書（写）

申請日現在の許可状況と一致する通知書の写し、または許可証明書の写し

##### ウ. 工事経歴書（直近 3 ヶ年間分）

経営審査申請書に添付した工事経歴書の写しを添付

##### エ. 技術職員名簿

直近の経営審査の審査基準日時点の技術職員名簿

##### オ. 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書（直近 3 ヶ年間分）

##### カ. 対象工事と同種の工事の元請施工実績（過去 3 年間分）

キ. 申立書① (別紙参考様式①)

ク. 申立書② (別紙参考様式②)

ケ. 誓約書

(6) その他

ア. 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ. 施工管理担当者は、提出された申請書及び資料を、見積設計参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ. 提出された申請書及び資料は返却しない。

エ. 提出期限以降における申請書または資料の差し替え、及び再提出は認めない。

オ. 前項 (5) の添付書類の内、指名参加願等として既に前項 2. の施工管理者へ提出済みの書類がある場合は、添付を省略することが出来る。

#### 4. 見積設計参加資格が無いと認めた者に対する理由の説明

見積設計参加資格が無いと認められた者は、施工管理担当者に対して参加資格が無いと認められた理由について、次の通り書面 (様式は自由) により説明を求めることが出来る。

(1) 提出期限：令和 2 年 1 月 10 日 (金) 12 時

(2) 提出場所：全国農業協同組合連合会 山梨県本部 施設住宅課 (甲府市飯田一丁目 1-20)

(3) 提出方法：書面は持参することにより提出するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

(4) 契約担当窓口は、説明を求められたときは、令和 2 年 1 月 15 日までに説明を求めた者に対し書面 (FAX 送信) をもって回答する。

#### 5. 現場説明会

現場説明会を次のとおり行なうので、見積設計参加資格業者は参加のうえ見積設計を行う。

(1) 日時：令和 2 年 1 月 16 日 (木) 13 時 30 分

(2) 場所：J A ふえふき 本所 2 階会議室 (笛吹市八代町南 561)

(3) 提出書類：

標準見積書	_____ 1 部
見積設計仕様書・設計計算書	_____ 1 部
フローシート・図面	_____ 1 部
特徴等説明書	_____ 1 部
特殊設備機器性能保証書	_____ 1 部
その他	_____ 1 部

(4) 見積設計日程：

見積設計仕様書・標準見積書等提出期日

日時：令和 2 年 1 月 29 日 (水) 12 時まで

場所：全国農業協同組合連合会 山梨県本部 施設住宅課 (甲府市飯田一丁目 1-20)

(5) メーカー説明会 (開催致しません)

## 6. 競争見積説明書（現場説明会資料含む）に対する質問

競争見積説明書および現場説明会資料に対する質問がある場合は、次のとおりとする。なお、質問が無い場合においても次のとおり、「無い」旨の書面提出を行なうこととする。

### (1) 質問書提出

受領期間：令和2年1月20日（月）12時まで

場 所：全国農業協同組合連合会 山梨県本部 施設住宅課（甲府市飯田一丁目1-20）

提出方法：書面による。

FAX・E-mail 可（施設住宅課 酒井 宛） FAX No.055-228-8169

### (2) 応答書交付

日 時： 令和2年1月24日（金）17時まで

方 法： 書面（FAX・E-mail送信）により回答。

## 7. 一般競争見積参加資格の確認

見積設計参加資格を有する業者は、現場説明会の指示に基づき見積設計を行い、見積設計仕様書および標準見積書を提出し、施工管理担当者から一般競争見積参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書を提出しない者、ならびに参加資格が無いと認められた者は、一般競争見積に参加出来ないものとする。

## 8. 一般競争見積参加資格が無いと認めた者に対する理由の説明

一般競争見積参加資格が無いと認められた者は、施工管理担当者に対して参加資格が無いと認めた理由について、次の通り書面（様式は自由）により説明を求めることが出来る。

(1) 提出期限：令和2年2月5日（水） 17時

(2) 提出場所：全国農業協同組合連合会 山梨県本部 施設住宅課（甲府市飯田一丁目1-20）

(3) 提出方法：書面は持参することにより提出するものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

(4) 契約担当窓口は、説明を求められたときは、令和2年2月7日までに説明を求めた者に対し書面（FAX送信）をもって回答する。

## 9. 競争見積の日時及び場所等

見積者は次の日時・場所に出頭し、指示に従って見積書を提出する。

(1) 日時：令和2年2月10日（月）10時

(2) 場所：J Aふえふき本所 2階会議室（笛吹市八代町南 561）

(3) その他

ア. 競争見積にあたっては、一般競争見積参加資格があることを認められた確認通知の写しを持参し、事前に提示すること。

イ. 代理人が見積提出するときは、委任状を事前に提出すること。

## 10. 見積方法：次の要項のとおり競争見積を執り行う。

## 【一般競争見積要項】

### 1. 施 主

施主名：笛吹農業協同組合

住 所：笛吹市八代町南 561

電 話：055-265-1600

代表者：代表理事組合長 小池 一夫

担当者：部長 五味 義幹

所 属：指導販売部

### 2. 施工管理

名 称：全国農業協同組合連合会 山梨県本部

住 所：甲府市飯田一丁目 1-20

電 話：055-223-3551

代表者：県本部長 梶原 一明

担当者：課長 一級建築士 中村 好克

所 属：生活部 施設住宅課

### 3. 工事名称

事業年度：平成 31 年度（令和元年度）

補助事業名：強い農業・担い手づくり総合支援交付金（やまなし果樹産地施設等整備事業）

工 事 名：J Aふえふき 御坂地区統合共選所選果機設置工事

### 4. 工事場所 笛吹市御坂町金川原

### 5. 工 期（予定）

着 工：令和 2 年 2 月 11 日

完 成：令和 2 年 12 月 25 日

引き渡し：令和 2 年 12 月 25 日

### 6. 支払条件

完成引渡後一括

### 7. 補 償

系統建設工事総合補償制度に加入するものとし、保険料は工事金額（税込）に 0.27% を乗じて算出する。

**※ J A および 農協連 が発注する工事で前払いが発生する場合は以下を記載**

前払いの場合、請負業者は保証事業会社（国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社）と保証契約を締結し、その保証証書を全農に提出すること。

### 8. 見積条件

別添「基本設計書」および「標準見積書」、「見積設計仕様書」等提出書類による。次のとおり、「基本設計書」および「標準見積書様式」等、閲覧が出来るものとする。

閲覧期間：令和 2 年 1 月 16 日～令和 2 年 1 月 29 日

閲覧窓口：全農山梨県本部 施設住宅課（担当：酒井）

9. 工事範囲

見積条件および現場説明時指示事項の範囲とする。

10. 支給建材機器

別添一覧表による。

11. 別途工事

(1) 建築工事・電気工事(1次側のみ)・機械設備工事

(2) 外構工事

12. 請負業者の決定方法

一般競争見積心得による。

13. 契約

全農所定の工事指図書(工事請負約款添付)と工事受注確認書により全農と契約する。

なお、落札した請負者が暴力団等の関係者であることが判明した場合は契約できない。

14. 見積書記載金額

(1) 見積書に記載する金額は消費税を除いた金額とすること。

(2) 契約価格は決定金額に100分の110を乗じた金額とする。

15. 官庁その他への手続き

建築確認申請を除く工事に必要な諸官庁その他への手続きは、一切請負業者の負担で行なう。

16. 工事記録等

(1) 月報

日報をとりまとめ、工事記録写真を添えた月報を3部提出する。

(2) 写真

主要な工事の進捗と完成時の写真をアルバムに収め、6部提出する。

(3) その他

施工管理担当者の指示による。

17. 保安等

近隣の居住者および所有者への保安及び振動騒音には、十分な対策を講じて工事を行なう。

もし、これらに関する注意及び苦情の申し出があった場合は、請負業者の負担において解決する。

18. 産業財産権の保証

(1) 産業財産権について何らかの問題が発生した場合は、施主および代行者の事業に支障のないよう請負者の責任において解決する。

(2) 万一損害が施主に発生する場合はその賠償の責を負い、将来に渡って施設が使用可能な状態を維持すること。

(3) 上記の内容を厳守することを別紙の誓約書として見積参加時に提出すること。

19. 情報処理プログラムの取扱い

- (1) OSやデータベースソフトなど一般に販売されているプログラムを除き、当施設を運営するために作成された制御または情報処理用プログラムの仕様およびシーケンサープログラムに関する仕様とラダー図については、全て施主および代理者に公開し読み取りが容易な仕様書として提出すること。
- (2) 将来、施主が当施設について改修や機能向上を行うにあたり制御または情報処理用プログラムの改造を伴う場合、施主はプログラムの変更切除その他の改変が可能であることとし、この場合施工者は著作権等に関する主張を行わないこと。

## 20. その他

仮設物に関する電力、用水、電話等の経費は、全て請負業者の負担とする。

---

---

---

以 上

## 【一般競争見積心得】

見積者は、下記の事項に注意し、厳正に見積提出を行なう。

1. 見積者は指定の日時、場所に出頭し、指示に従って見積書を提出する。
2. 代理人が見積書を提出する時には、見積書提出前に委任状を提出する。
3. 見積書には、
  - (1) 工事金額
  - (2) 住所（登記上）・社名・代表者名（商号代表者の肩書、氏名）・代表者印  
なお、代理人が見積提出時は代理人の記名及び代理人印を押印のこと（代表者印は不要）。
  - (3) 見積提出年月日  
を記入する。
4. 見積書提出者は、要求に応じて提出出来るよう内訳明細書を持参する。
5. 次の各号に該当する者の見積書は、無効または失格とする。
  - (1) 見積参加資格のない者
  - (2) 代理人で委任状を提出しない者
  - (3) 見積書に必要事項を記載しない者
  - (4) 同時に2つ以上の見積書を提出した者
  - (5) 見積に関して不正な行為を行った者
  - (6) 見積提出の時間に遅れてきた者
6. 入札保証金の納付の必要はない。
7. 見積書提出の回数は**3**回までとし、次の方法により請負業者を決定する。
  - (1) **3**回以内に見積設計目標価額内に達した最低価額者。
  - (2) **3**回の見積提出を行っても目標価格に達しない場合は、最低価格者から価格交渉し、目標価格の範囲内で決定する。
  - (3) 同額見積書提出の場合は、抽選とする。

以上

# 誓 約 書

年 月 日

(施主)

笛吹農業協同組合  
代表理事組合長 小池 一夫 様

(代行者)

全国農業協同組合連合会山梨県本部  
県本部長 梶原 一明 様

(見積提出者)

住 所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代 表 者 \_\_\_\_\_ 印

受 任 者 \_\_\_\_\_ 印

工事場所 御坂町金川原

工 事 名 JA ふえふき 御坂地区統合共選所選果機設置工事

当社は上記工事の競争見積参加にあたり、落札の有無にかかわらず、要項書ならびに仕様書および関連する各法令に従い、下記の内容を遵守することを誓約いたします。

## 記

1. 当社が施主および代行者に完成引渡しした施設およびそれに含まれる機械・工事材料ならびに施工方法について、当社は自ら産業財産権もしくは実施権を有し、他の産業財産権、その他の権利を侵害しないこと。
2. 前項に関し、万一損害賠償等の事故を生じたときは、施主および代行者の事業に支障のないよう当社の責任において解決すること。
3. 当社は、前項の事故による損害が施主および代行者に発生する場合はその賠償の責を負い、将来に渡って施設が使用可能な状態を維持すること。
4. 当社は、当競争見積に関係する産業財産権に関する紛争は、本競争見積の参加業者間で解決するものとし、施主および代行者に対して直接に訴え、提起、その他一切の請求を行わないこと。

以上